

香川県・高松市動物愛護センター(仮称)
基本計画(案)

平成28年 月

香川県健康福祉部生活衛生課

高松市健康福祉局保健所生活衛生課

目 次

第1章 整備に関する基本的な考え方

1 基本計画の策定の目的 1
2 動物愛護センターのを目指すべき姿 2

第2章 計画地の概要

1 位置 3
2 アクセス 4
3 敷地内及び周辺の諸条件 4

第3章 施設計画

1 概要 5
2 整備する施設・設備 6
(1)センター本棟 6
(2)屋外施設 8
(3)駐車場 8

第4章 環境配慮計画

1 周辺環境への配慮 9
2 地球環境への配慮 9
3 ユニバーサルデザインの導入 9

第5章 整備計画

1 整備スケジュール 10
2 整備費の負担割合 10

第6章 管理運営計画

1 管理運営の基本的な考え方 10
2 動物愛護ボランティア等との協働と地域との連携 10

第1章 整備に関する基本的な考え方

1 基本計画の策定の目的

近年、少子高齢化や核家族化が進む中、ペット、特に、犬や猫は、家庭や社会での存在感がますます大きくなっている一方で、飼い主による不適正な飼育管理が原因となった動物の遺棄・虐待、犬や猫による危害や迷惑問題、所有者のいない犬や猫に対する無責任なエサやりで、野良犬や野良猫が増加することによる、住民間のトラブルの発生といった事例が後を絶たない現状がある。

香川県と保健所設置市である高松市（以下「県・市」という。）においては、犬や猫の収容数が多い一方で、返還・譲渡数が少ないため、結果として殺処分数が多くなっており、近年、収容・殺処分数は減少しているものの、全国的に比較すると、殺処分数、殺処分率ともワースト上位に位置している状況である。

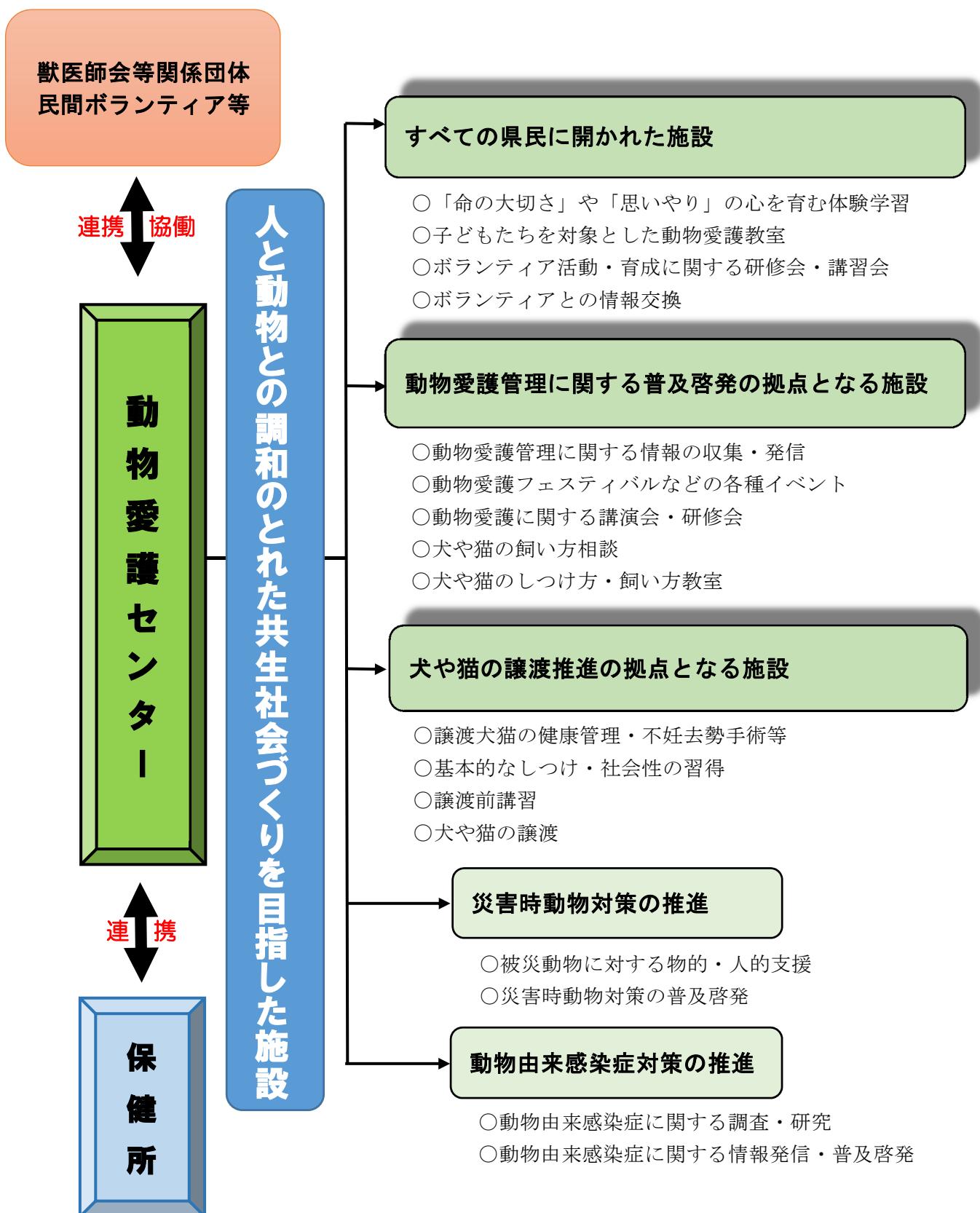
また、平成26年度に改定した香川県動物愛護管理推進計画において、平成35年度の犬や猫の取り扱い数を、平成16年度比で75%減少させることを目標とし、様々な動物愛護施策に取り組んでいるところである。

さらに、平成28年度からの新・せとうち田園都市創造計画において、保健所等に収容した犬や猫の譲渡率を、平成26年度10.6%から、平成32年度に24.4%とする目標値を定めたところである。

このような状況を踏まえ、動物愛護精神の普及啓発や犬、猫の譲渡の推進をはじめ、動物由来感染症対策や災害時の動物対策について、その拠点となる施設を県・市が共同で整備するとともに、終生飼養の徹底、遺棄・虐待防止、無責任なエサやり防止など様々な動物愛護施策に取り組み、この度、整備する拠点施設での取組みと併せ、総合的に犬や猫の収容数及び殺処分数の減少対策を推進していくよう、県・市において検討を行ってきた。

この基本計画は、平成27年7月に策定した「香川県・高松市動物愛護センター（仮称）基本構想」に基づき、動物愛護センターの計画地や主要機能、施設・設備の内容や規模等を明らかにし、今後の設計等、施設整備に反映させるために策定するものである。

2 動物愛護センターの目指すべき姿

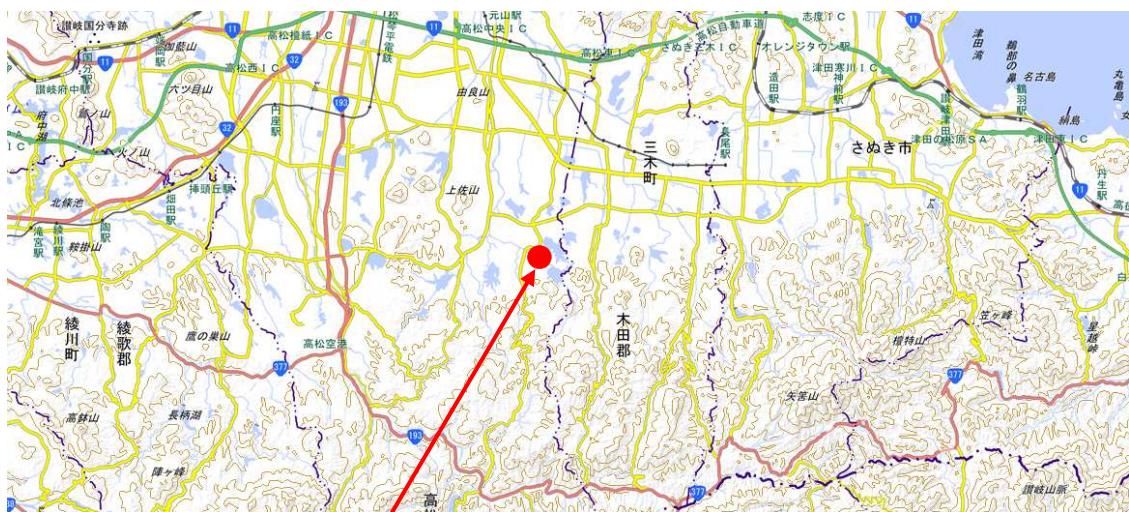


第2章 計画地の概要

1 位置

高松市東植田町（香川県公渕森林公園内）

○位置図（付近見取図）



出典：国土地理院ホームページ 地理院地図 (<http://www.gsi.go.jp/kikaku/kihon-joho-1.html>)

・国土地理院ホームページ 地理院地図データ (<maps.gsi.go.jp/#12/34.240757/134.111137>)
をもとに香川県健康福祉部生活衛生課作成

計画地

○位置図（詳細図）



2 アクセス

- ・県道塩江屋島西線（30号線）に隣接
- ・JR高松駅から車で約40分
- ・高松琴平電気鉄道長尾線高田駅から車で約10分
- ・高松中央ICより車で約20分
- ・高松西ICより車で約25分

3 敷地内及び周辺の諸条件

- ・所在地 高松市東植田町 香川県公済森林公园内
- ・敷地面積 約4,700m²（香川県公済森林公园の第2駐車場を共用）
- ・現土地所有者 香川県
- ・都市計画 都市計画区域外
- ・建ぺい率 制限なし
- ・容積率 制限なし
- ・その他 下水道未整備地区

第3章 施設計画

1 概要

計画地において整備する施設として、次の施設を想定している。

施設の区分	面積 (m ²)	概 要
センター本棟	約 900	事務室や動物舎等を含む建屋
屋外施設 〔ドッグラン ふれあい広場〕	約 1, 000	飼い犬を放して自由に遊べる広場、ふれあい体験や各種イベントを実施する広場
駐車場	約 2, 500	香川県公済森林公园第2駐車場を共用

計画地は都市計画区域外の県有地であり、周辺には北部及び南西部に数軒の民家があるため、犬や猫の鳴き声などによる騒音や臭気などが発生する可能性のあるセンター本棟については、施設の防音・防臭対策はもちろんのこと民家への影響が少ない場所に配置することにより、周辺環境に配慮する。

また、計画地は香川県公済森林公园内にあるため、景観を損ねないよう施設周辺は修景にも配慮する。

2 整備する施設・設備

(1) センタ一本棟

ア 事務所・啓発部門：想定面積 約360m²

設備名称	用 途
エントランスホール	
情報発信コーナー	譲渡犬猫の情報や動物愛護啓発用リーフレット・ポスター、図書等を展示・配備し、来場者が自由に閲覧できるコーナーを設ける。
相談コーナー	適正な飼い方・しつけ方等を相談できるコーナーを設ける。
学習コーナー	動物に関する知識の習得や動物愛護の適正飼養の学習ができるコーナーを設ける。
ボランティアスペース	ボランティア活動や情報交換等ができるスペースを設ける。
事務室	職員執務室。
多目的ホール (会議室・研修室)	譲渡前講習や体験学習、動物愛護に関する各種イベント、しつけ方教室、各種会議・研修会等に使用する。 <ul style="list-style-type: none">・約100名が収容できる広さとする。・犬の同伴が可能な構造とする。・可動式パーテーションを設ける。
書庫兼倉庫	事務書類及び啓発資材等を保管する。

イ 犬・猫収容部門：想定面積 約240m²

設備名称		用 途
譲渡動物室	犬舎	譲渡適正がある犬を、60頭収容できるスペースを設ける。 ○成犬（20頭）を原則、個室犬房で管理する。 ○子犬（40頭）を原則、ケージで管理する。
	猫舎	譲渡適正がある猫を、30匹収容できるスペースを設ける。 ○成猫（10匹）をケージで管理する。 ○子猫（20匹）をケージで管理する。
検疫室	犬舎	保健所から搬送された犬や猫を譲渡動物室へ収容する前に、感染症等の罹患状況を観察する。
	猫舎	
ふれあいルーム (モデルルームを含む)		一般的な家庭での室内飼育環境をモデルルームとして設置し、譲渡動物と新しい飼い主が出会えるスペースを設ける。
物品庫・洗浄室		譲渡犬猫の飼料の調整・保管、容器洗浄スペースを設ける。
トリミングルーム		譲渡犬猫の衛生管理のためのシャンプー等を行う。
更衣・シャワー室		職員・ボランティア用として設ける。
プラットホーム		譲渡犬猫の搬送車を受け入れるスペースを設ける。

※飼育環境を適正に維持するため、冷暖房設備等を整備することを基本とする。

ウ 診療・検査部門：想定面積 約100m²

設備名称		用 途
診療室 (レントゲン室・手術室を含む)		譲渡犬猫の診療及び治療を行う。
検査・薬剤保管室		譲渡犬猫の健康診断及び治療に必要な各種検査を行う。 動物由来感染症の調査・研究を行う。
手術準備・器具洗浄室		手術器具等の洗浄・滅菌を行う。

エ その他：想定面積 約200m²

設備名称	用 途
災害用備蓄倉庫	災害発生時に必要なペットフード、ケージ、医薬品等を備蓄・保管するスペースを設ける。
機械室	脱臭設備・空調設備・ボイラー設備・非常用発電等の設備室を設ける。
廊下等の共用部分	共用部分として設ける。
トイレ	来場者用兼職員用のトイレを設ける。
授乳室	来場者用授乳スペースを設ける。

(2) 屋外施設：想定面積 約1,000m²

設備名称	用 途
ふれあい広場	人や飼い犬が自由にくつろげるスペース、また、屋根付きのふれあいゾーンを設置し、犬や猫とのふれあい体験や各種イベント、しつけ・訓練等を行う。
ドッグラン	飼い犬を放して自由に遊ばせたり、運動させる。

(3) 駐車場：想定面積 約2,500m²

設備名称	用 途
来場者用駐車場 (身障者用等駐車場を含む)	香川県公済森林公园第2駐車場を共用する。

第4章 環境配慮計画

1 周辺環境への配慮

- ・動物の鳴き声を外部に伝えない対策として、吸音効果に優れた材料を採用するなど、防音・遮音効果の高い建物構造とする。
- ・動物の臭気対策のため、脱臭機能を備えた設備を設置する。
- ・屋外施設には、動物の逸走を防ぐためのフェンスを設置する。
- ・施設の外観は、公渕森林公园の景観等と調和したデザインを導入する。
- ・敷地内の植栽など緑化を推進する。
- ・汚水等については、合併処理浄化槽等を設置するなど、適正な処理及び維持管理を実施する。

2 地球環境への配慮

- ・太陽光などの自然エネルギーを積極的に活用する。
- ・外壁や床等は、断熱材を使用するなど、省エネルギー化を図る。
- ・LED照明を整備するなど、照明にかかるエネルギーの抑制を図る。
- ・水資源を有効に活用するため、雨水の利用等を図る。

3 ユニバーサルデザインの導入

- ・施設内部の出入口、廊下、カウンターなどは、バリアフリーに配慮する。また、多目的トイレを設置する。
- ・県民等が多く利用する部門は、利用者の視点を考慮し、誰にでも分かりやすい窓口配置やサイン表示等を行う。
- ・施設外部の外構は、極力段差を無くし、誰もが安全に利用できるよう整備する。

第5章 整備計画

1 整備スケジュール

平成28年度中に動物愛護センターの基本・実施設計に着手し、平成29年度中に施設の建設に着工し、平成30年度中に動物愛護センターを開設する。

2 整備費の負担割合

動物愛護センターについては、県・市が共同で整備することとしており、整備に係る費用の県・市間の負担割合については、2分の1ずつとする。

第6章 管理運営計画

1 管理運営の基本的な考え方

動物愛護センターの管理運営については、県・市が共同で実施することを基本として、利用者の利便性や動物愛護センターの魅力の向上を図ることができる管理運営体制を構築することとし、今後さらに検討を重ねる。

2 動物愛護ボランティア等との協働と地域との連携

利用者の目線に立った柔軟な発想を活かしながら、これからの中の動物愛護にふさわしい事業を実施するため、動物愛護ボランティアや獣医師会との協働に努める。

また、地域の人に愛される施設を目指し、地域との連携を図りながら、施設の運営等を実施する。